

プランコンサルティング利用要件

プランコンサルティング（以下、「本相談対応」という。）をご利用いただくためには、下記の1～4に該当しているかご確認の上、下記5の注意事項を遵守頂くことが要件となります。

1 下記の（1）（2）のいずれかを満たしていること。

- (1) 東京都内で新たな事業展開をめざす創業者であること（都外在住の方でも利用可能）。
- (2) 原則として、開業（法人登記）から概ね 5 年未満であり、以下のいずれかに該当する会社（都内において主たる事業所を有し、事業活動を行っていること）又は個人事業主（納税地が都内であること）であること。

製造業・その他※：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

※ ソフトウェア業、情報処理サービス業も含む。

卸売業：資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下

サービス業：資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下

小売業：資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下

※ ただし、休眠会社の買い取り等による創業などを除外するものではなく、実質面を重視します。

2 創業する業種が下記の業種に該当しないこと。

業種	摘要
農業	左記業種については、原則利用不可だが、以下の事業については、利用可。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">} かつ 造加工設備を有するもの。</p>
農業的サービス業	左記業種については、原則利用不可だが、以下の事業については、利用可。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林業	左記業種については、原則利用不可だが、以下の事業については、利用可。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩猟業	全業種 利用不可
漁業	全業種 利用不可
水産養殖業	左記業種については、原則利用不可だが、加工まで一貫して行う真珠養殖業については、利用可。
卸売業のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むものは、利用不可。
小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの	
物品賃貸業のうち右に該当するもの	
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 6 項第 4 号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーテル、ラブホテル等）を営むものは、利用不可。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むものは、利用不可。

業種	摘 要
飲食業のうち右の①または②に該当するもの	① 風営法第 3 条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なものは、利用不可。 ② 風営法第32 条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なものは、利用不可。
特殊浴場業のうち風俗関連営業	全業種 利用不可
娯楽業のうち風俗関連営業	全業種 利用不可
競輪・競馬等の競走場	全業種 利用不可
競輪・競馬等の競技団	全業種 利用不可
パチンコホール	全業種 利用不可
ピンゴゲーム場	全業種 利用不可
射的場・スロットマシン場	全業種 利用不可
芸き業	左記業種については、原則利用不可だが、置屋及び検番については、利用可。
競輪・競馬等予想業	全業種 利用不可
場外馬券及び車券売場	全業種 利用不可
芸き周旋業	全業種 利用不可
興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの	全業種 利用不可
易断所・観相業	全業種 利用不可
相場案内業	全業種 利用不可
集金業・取立業	左記業種については、原則利用不可だが、公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業については、利用可。
学校	学校法人が経営するものは、利用不可。
宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体	全業種 利用不可
上記の他、申請に係る事業等の内容が、本支援提供の適切さについて疑義を生じさせる恐れがあると認められるもの	左記については利用不可 (例) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法などの、本支援の提供先として適切でないと判断する業態を営むものである場合 (例) 商品の販売等にかかる事業において、当該商品が健康や身体能力又はこれに準ずることがらについて、使用者の個性を問わず、優れた効用を有することを謳うものである場合

3 下記のいずれかの企業形態であること。ただし、ボランティア等、完全に非営利目的の場合等、ご利用できない場合があります。

個人、会社法に規定される法人形態、特定非営利活動法人、企業組合、協業組合、士業法人、一般社団法人・一般財団法人、LLP(有限責任事業組合)、法人登記を伴ういわゆる大学発ベンチャー・社内ベンチャー

4 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当しないこと。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がいないこと。

5 注意事項

- 起業の形態、相談内容等によっては、支援が受けられない事業がある。
- 代表者や役員が公序良俗に反する行為をした場合又は公序良俗に反する事業と公社が判断した場合、並びに公社が虚偽の申請と判断した場合、支援を中止する。
- 本相談対応は、利用者に対する認定や承認等を公式に与えるものではないため、本相談対応と関連付けた「認定」「承認」「証明」「推奨」「推薦」等の、他者に誤解を与えるような表現は使わないこと。
- 本相談対応での録音・録画は許可がない限り禁止する。
- 本相談対応は、意思決定のための助言であり、最終決定・行動等は自己責任にて実施すること。また、代表者以外の方が本相談対応を利用する場合は、代表者の委託であることを証明すること。
- 事業計画書策定支援終了書は、相談者の名義で発行する。